

見附市告示第75号

見附市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱（平成20年見附市告示第94号）の一部を次のように改正する。

第6条中「見附市税を完納している者」を「市税の滞納がない者」に改める。

第7条第1項第2号中「次に掲げる額の合計額とする」を「別表の左欄に掲げる工事の区分に応じ、当該右欄に掲げる額（千円未満の端数は、切り捨てるものとする。）」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2項を削る。

第8条第1号中「書類で、次のいずれかの写し」を「次のいずれかの書類」に、同号ア中「建築確認通知書又は検査済証」を「建築確認通知書の写し又は検査済証の写し」に改め、同号イ中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第13条第1号中「書類で、次のいずれかの写し」を「次のいずれかの書類」に改め、同号ア中「建築確認通知書又は検査済証」を「建築確認通知書の写し又は検査済証の写し」に改め、同号イ中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第1号様式中「㊟」を削り、「書類で、次のいずれかの写し」を「次のいずれかの書類」に、「建築確認通知書又は検査済証」を「建築確認通知書の写し又は検査済証の写し」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第7号様式中「㊟」を削る。

別記第9号様式中「㊟」を削り、「できる書類で、次のいずれかの写し」を「できる次のいずれかの書類」に、「建築確認通知書又は検査済証」を「建築確認通知書の写し又は検査済証の写し」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第11号様式、別記第12号様式及び別記第15号様式中「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。